

# 法令より見たる津軽藩の農民の生活

黒 瀧 十二郎

はじめに

本稿は(一)「法令より見たる津軽藩士の生活」<sup>(1)</sup>、(二)「法令より見たる津軽藩の町人の生活」<sup>(2)</sup>(上・下)との一連の作業として、津軽藩領に住む農民の生活の実態を、法令の分析を通して考察したものである。その際重要なポイントは、藩から出された法令が農民にどのように受けとめられたのか、また法令が農民にたいして効果的に適用がなされたのか否か、ということである。

そこで、手がかりとなるのは農民によって書かれた日記で、『平山日記』<sup>(3)</sup>について、『津軽新田記録第一巻』<sup>(4)</sup>、『津軽新田記録第三巻 年中日記 第二編』<sup>(5)</sup>、『天明卯辰津軽の飢饉史』<sup>(6)</sup>等があげられよう。しかし、藩から出された法令が農民にどのように受けとめられ、如何なる影響を与えたか、などについてはほとんど記されておらず、知ることができない。

したがって、法令と日記をかみ合せた考察はできず、『弘前藩庁日記』<sup>(7)</sup>に記されている多数の法令の分析が中心とならざるを得なかった。史料の限界はあるが、藩政中期以降を通しての法令から、津軽藩の農民の生活がどのようなものであったかを把握することは可能であると考える。

これまでの研究成果の主なものとしては、盛田稔『近世青森県農民の生活史』<sup>(8)</sup>があげられるが、そのほかに『弘前市史』(藩政編)<sup>(9)</sup>に見える農民に関する記述がある。

本稿の記述にあたっては、弘前城下との関連を視野に入れながら、平野部の農村を中心に、衣食住及び農耕を主とする日常の生活について考察し、農民の生活の実態をさらに明らかにしたいと考える。なお、おことわりしておくが、主な年中行事については、門松は農村でも城下に住む藩士・町人・寺社と共通するので(一)の論文にゆずり、盆踊り・お山参詣は(二)の論文で述べてあり、重複をさけるため割愛した。

## 一 農民に対する生活規制

本章では、農民を対象とする主要法令が出された時期とその背景を藩政の動向を通して考察し、農民の生活が如何に規制されていたかを概観したい。但し、個々の箇条についての考察は次章以下で行うことにする。農民に対する生活全般に互る法令として、延宝九年正月二十一日の日付をもって「農民法度」<sup>(10)</sup>が制定された。項目にして、「五人組之事」「百

「姓身持之事」「名主之事」「百姓作法之事」「耕作之事」「所務之事」「百姓普請之事」「盜之事」「百姓口論公事之事」「火事之事」の十項目からなり、合計六十五カ条である。<sup>(11)</sup>これは農民を耕作に専念させ、農業生産力を高めるためのものである。さらに言えば、この法度は津輕藩の「天和の新檢」<sup>(12)</sup>（寛文十一年～天和元年）の最終段階で制定されたもので、「貞享檢地」の前における強力な規制となったものであろう。また「町人法度」<sup>(13)</sup>「寺社法度」<sup>(14)</sup>（寺院法度とも）と同年月日に制定されていることは、四代藩主津輕信政の藩政確立期の所産であり、農民統制の基礎となる基本法ともいえるべき重要な法令である。

次に衣食住を中心とする主要な法令を見てみたい。「日記」享保九年十月十五日の条に、二十二カ条の規定が記されている。これは、農民に対し農業に専念させるために、衣食住その他、生活の細かな部分まで質素儉約を求めたものであった。

「日記」寛政二年二月十一日の条には一七カ条の規定が見える。<sup>(15)</sup>これは衣を中心とし食・住その他を加えた儉約令である。

既に述べた延宝九年の「農民法度」の制定後から寛政二年二月迄の間に出された農民を対象とする儉約令は、衣・食・住の三つが常に揃ってはいないが左に示してみる。

「日記」貞享四年八月六日の条、元禄八年九月二十三日の条、同十六年三月七日の条、「御用格」<sup>(16)</sup>（寛政本）元禄十六年三月の条（耕作についての心がまえを中心とした生活についての詳細な規定）、「日記」正徳三年七月二十七日の条、享保九年十月十五日の条（前述）、寛保三年八月十六日の条、明和六年二月十六日の条、同七年七月四日の条、安永二年閏三月

三日の条、同六年二月十五日の条、天明三年七月二十八日の条、「平山日記」寛政元年二月の条等が見え、町人宛よりも庄倒的に多い。

寛政二年の儉約令以後、幕末までに出された衣食住を中心とする主要な法令を拾ってみると次のようになる。

「日記」享和三年七月十二日の条（衣食住、藩士対象）と「日記」享和三年八月七日の条（衣食住、農民・町人対象）に見える両規定は、それぞれ対象が異なるので、その規定内容も異なるのは当然であるが、ほぼ同時期の領内支配のために出された一セットとして考えることができよう。<sup>(17)</sup>

そのほかに「日記」文化四年十二月十五日の条、同八年九月一日の条、文政十年十二月二十八日の条、天保十二年十二月二十九日の条、弘化三年三月二十七日の条、嘉永六年十二月十一日の条、同年十二月十七日の条、同七年一月二十四日の条（同六年十二月十一日の条とほとんど同じ）である。最後の嘉永六年の両規定は享和三年のものと同様一セットとみてよいと思われる。<sup>(18)</sup>

以上のことから、寛政二年、享和三年八月、文化四年、同八年に出されたものは、津輕藩の寛政改革（天明四年～文政八年）の一環としての農民に対する儉約令であった。それは階級社会に於ける身分秩序維持のためであったと考えられる。さらに天保十二年、弘化三年、嘉永六・七年に出されたものは、天保十年に始まる津輕藩の天保改革の一環としての儉約令と見てよいと思われる。

そのほかに注意すべきは、既に述べたように延宝九年の「農民法度」制定後に出された農民に対する儉約令は、寛政二年以前と以後に於いて

も特定の時期に集中することもなく、それぞれの時期に依じて出され、

幕末迄及んでいることである。それは津輕藩が藩政期を通じてあくまでも農民を土地に緊縛し、可能な限り徴税の徹底につとめ、藩体制の維持をはかろうとするためであったと考えられる。

これまで指摘したそれぞれの年に出された生活規制には、衣・食・住のすべてについての規定が常に揃ってはいないが、衣が食と住に対するよりも詳細であることは、藩士・農民・町人宛共に共通している。

食については、具体的に料理の内容が時と場所に関係なく目に見えるというわけには行かず、食事の規制では身分を区別しがたい点がある。

住は、農村に於いて身分不相応の家屋を造ったとしても、翌日すぐ改築など変更できず、身分秩序維持には衣のように効果的でなかった。

右の両者に比較して衣は容易に変更が行われやすく、また人の目にふれるもので、身分差も不分明になりやすかった。そのため衣服を身分ごとに統制することによって、藩士・農民・町人の身分制度の維持をはかると共に、それぞれの身分内の階層をも秩序づけようとしたものであり、それは封建社会の秩序を保つために効果的であったといえよう。<sup>(19)</sup>

以上述べたことをまとめると、延宝九年に基本法としての「農民法度」が制定されたが、寛政二年以降に出された農民に対する生活規制は、藩士・町人を対象として出されたものと深い関連をもつものであり、<sup>(20)</sup> 儉約の徹底は農民を土地に緊縛し彼等の身分秩序維持をはかるためのものであった。それは動揺する藩体制をあくまでも維持するために、農民に出された規制であったと思うのである。

## 二 衣の規制

全国的に見ると、農民は一日中暇もなく農業にはげまなければならなかったため、丈夫で活動に便利な、仕立てや補修に手間のかからない服が要求される。それは仕事着といわれ、山着・野良着・タンボギなどである。その丈は二部式では腰ぐらいまで、一部式では膝ぐらいまでのもので、筒袖・鉄砲袖・巻袖が多い。下衣は男は二部式で袴式の裁着・輕襟・股引などであり、女は湯文字式のナカネ・腰巻を用いた。それに手甲・腕貫・前垂・腰巾・脚半・足半・草鞋がある。<sup>(21)</sup> 但し一部の農民は、儀礼用として婚礼・葬礼・祭礼などに袴を着用している。<sup>(22)</sup>

衣料についてみると、幕府では寛永五年二月に、百姓分の着物は布・木綿に限り、ただ名主そのほか百姓の女房は紬の着物まではよいとしたが、同十九年五月の郷村諸法度では、庄屋は絹・紬・布・木綿、脇百姓は布・木綿とし、そのほかは襟や帯にもしてはならないとした。<sup>(23)</sup> したがって、一般の農民は麻布・木綿の使用が原則であったようである。

防寒衣としては狩で得た鹿・猪・熊の皮革を用い、また雨具としては蓑笠を用いたのである。<sup>(24)</sup>

津輕藩の農民を対象とする衣の規定で、最初に衣料については、延宝九年の「農民法度」第十七条に「一、百姓衣類手前宜く共、絹紬無用之事、(下略)」、第二十六条<sup>26</sup>に「一、百姓衣類手前宜候共、年若成共絹紬無用之事、(下略)」<sup>27</sup>、名主妻子絹紬之外無用、(下略)」と見え、現存する史料で具体的に示された最古のものである。これによれば、農民は原則として日常は絹・紬は認められていない。名主の妻子に対し

ては第二十七条から、絹・紬よりも上等の生地は使用を認めないという意味であろう。この規定からは、一般農民に対してどの生地を認めるのか具体的に示されていない。

「御用格」(八寛政本)第十二 郡 被仰出之部) 元禄十六年三月の条<sup>(25)</sup>に、「向後働之節布之外一切もめん類着し不申、五節句并他所江罷出候節木綿着し候共、高直成もの着し申間敷候」とあり、日常の農作業の際は麻布のみで、特別の場合は高価でない木綿を許可している。『永禄日記』<sup>(26)</sup>正徳四年の条には、「在々百生ハ布物斗、着申候等ニ被仰付候」(傍註筆者)とあり、麻布だけである。

「日記」享保九年十月十五日の条に見える儉約令の第二条に左のようにある。

一、男女共二膚着かむり物帯此分木綿を可用、其外衣類絹類ハ不及云木綿を用候儀可為無用、但福者老人ハ木綿可令免許、(下略)

これは裕福な者や老人には木綿を認めているが、そのほかの者に対しては肌着・かぶりもの・帯には木綿の使用を許可しているだけで、麻布の使用が原則であったと思われる。

『永禄日記』宝暦四年の条には、「同月下旬より在方衣食住之花麗を禁制、惣メリ布斗着用致候様ニ」(傍註筆者)と見え、麻布の使用であった。「日記」安永六年二月十五日の条では、「在方者木綿無用、麻布着用候様被仰付候得共、手織木綿着用御用捨」と記され、手織木綿は認めているが麻布が原則であったことが知られよう。

「日記」寛政二年二月十一日の条に見える儉約令の第一条に、「在々男女共衣服之儀、一統布木綿相用候様、(下略)」とあり、麻布と木綿の使

用が明確に規定されている。その後に出された「日記」寛政二年二月二十九日の条、享和三年八月七日の条、文化四年十二月十五日の条、同八年九月一日の条、文政十年十二月二十八日の条、天保十二年十二月二十九日の条、嘉永六年十二月十七日の条に見える主要な儉約令の中には、麻布と木綿の使用を認めると明記されていないものもあるが、ほとんどは寛政二年二月十一日の条と同様に規定されている。

以上のことから、寛政二年以前には麻布の使用が原則であったことが知られ、寛政二年以後からは麻布と木綿の併用が認められるようになったといえる。

次は衣服についてである。天明八年(寛政元年)までに記録したという『奥民図彙』に、絵入りの仕事着とそれについての記述がある<sup>(28)</sup>。即ち、男の場合は、野良用の上着に藍で染めたモンペを着ける。そして素足にワラジをはき、また蒲の葉を編んで作った巾脛<sup>はぎ</sup>つまり脚絆をつける。ふう身に着るものは一応これでよいわけであるが、この上にケラ蓑<sup>かほ</sup>を着る場合がある。これは雨をしのぐためか、或は背当<sup>せあて</sup>をして荷物などを背負う場合に着る。さらに頭には、イグサで編んだ網笠をかむる。女の野良姿は、年配になって眉毛のあるものは風呂敷で頭を包むという。着ているものは、サシコ布つまり津軽のさしこぎんである。藍染めの麻布に肩から両袖と裾に、刺繻がしてある。帯は幅の狭い布を二重にしめる。これをふつう帯たなと呼び、幼児を背負うのに用いた。モンペをはくことは男と同様である。冬にはカツコロ(皮衣の詰まった呼名)という獣皮でつくった衣服を着用した。皮の衣服は風を通さないもので、凍傷などにかかるのを防ぐのに効果的で、犬の皮でつくったものが、上等という<sup>(29)</sup>。



り共立付木綿合羽(マヤ)可無用候股引蓑を可用之、(下略)」とあり、庄屋であつても裁付の着用と雨降りに木綿合羽の使用を禁じられ、股引と蓑の着用が命じられている。

「日記」寛政二年二月十一日の条にある儉約令から関係の箇条を示せば左のようになる。

5 一、庄屋以下一統麻之上ハ小巾着用候様、  
9 一、木綿合羽之儀者、長合羽者一統停止、郷士手代身上柄之者共計半

11 合羽着用御用捨、其外一統停止申付候、

一、郷士并手代重立之者たり共、踏込ニ紛敷仕裁之類決而着用不致候様、尚又庄屋五人組右以下一統股引着用候様申付候、

14 一、在方婦人冠物唐風呂敷決而相用不申候様、古来之通山すそ与申者相用候様、猶又男女共木綿棧尺決而相用不申、是亦古来之通麻之帯たな与申者相用候様、  
(条毎の番号は筆者)

右によれば、第五条——庄屋以下すべての農民は小巾(こぎん)の着用。第九条——郷士・手代・身上柄の者には、雨降りに木綿の長合羽ではなく半合羽のみ許可。一般農民は蓑の着用であつたと思われる。第十一条——郷士・手代・重立の者は、踏込と間違われるようなものは着用しないこと。第十四条——女性の被りものは、唐風呂敷ではなく、古くからの「山すそ」という風呂敷を使用すること。なお男女共に木綿の三尺帯ではなく、これまでの麻の「帯たな」を使用すること。

右に見える規定では、女の仕事着については明らかでないが、男の服装は『奥民図彙』に記載されている仕事着とほぼ一致し、実態を示しているといえよう。

この規定は、前述した寛政二年以降、幕末迄に出された主要な儉約令に同様に見えている。

儀礼用の衣服については、「日記」享保九年十月十五日の条に見える儉約令第四条によれば「一、庄屋五人組并福者之外ハ上下袴羽織所持致間敷事」とあり、庄屋・五人組(組頭のこと)・裕福な者だけに袴と袴の着用が許可されている。「日記」寛政二年二月十一日の条にある儉約令第三条には次のように見える。

一、上下着用之儀、郷士手代并御目見申上候者計御用捨、右何連も麻計着用候様、(中略)裏付袴之儀者、御目見申上候者たり共、決而着用不致候様申付候、

これは、郷士・手代・御目見の許された者に対し、麻の袴は認められているが裏付袴は禁じられている。寛政二年の規定は、以後幕末までに出了れた主要な儉約令に見えている。

袴の着用時期については、「日記」寛保三年八月十六日の条に見える「寛」の中の一カ条によれば、御目見の時や年始・節句・祝言の特別の時だけ認められている。<sup>32)</sup>

儀礼用ではないが羽織については、前述の「日記」享保九年十月十五日の条の第四条によれば、庄屋・組頭・裕福な者に対して着用が認められている。さらに「日記」寛政二年二月十一日の条に左のように記されている。

4 一、羽織之儀者郷士手代并身上柄之者着用致候様、庄屋之儀者四季共二麻布之羽織、其外在方一統羽織着用無用申付候、  
8 一、御目見申上候郷士并手代身上柄之者たり共、夏羽織之儀一統麻計

相用候様、絹羽織等者堅ク停止申付候、

右によつて、郷士・手代・身上柄の者には許可しているが、夏は麻羽織のみと推定される。その他の季節には麻以外に木綿の羽織が認められていたものと推定される。また庄屋は年間を通して麻羽織だけが許可され、一般農民は羽織の着用が禁じられている<sup>(33)</sup>。以後、幕末までの主要な儉約令には、右の寛政二年の規定とほぼ同様であることは、仕事着と袴・袴の場合と共通している<sup>(34)</sup>。

以上述べたことから、袴・袴・羽織の着用は村役人クラスの農民にのみ許可され、一般農民は禁じられているのは、農民階級内に階層差があったことを示すものである。

右述のことから農民と町人を比較すると、有力な町人は袴の着用は年頭・五節句等に許可され、その他に絹羽織も認められていたが、一般町人は麻羽織であったことを考えると、町人は農民より衣の規制が若干緩やかであったといえる。一般農民は農作業のため仕事着を着用していた毎日であつたからである。

他藩の様子を見ると秋田藩の場合は、庄屋（肝煎）・妻子は絹・袖・布・木綿を、脇百姓（ここでは一般の百姓）は布・木綿のみを着るよう規制されて<sup>(36)</sup>いた。したがつて村役人層と一般農民との階層差はあつたことにならう。

盛岡藩では、百姓についての規制は、常に布・木綿の衣服をまわされておき、藩政末に一回重立つたものに木綿合羽、夏羽織に太布・麻・木綿袴の着用を許したものが見られるに過ぎず、また百姓内の男女差、階層差は見られなかつた。町人についても百姓同様木綿を着用させられ

ているが、布についての規制はなく、その点百姓に対するよりも寛大であつたと思われる。階層差はうかがわれない、<sup>(37)</sup>という。

これまで述べたことから、特に盛岡・津軽両藩を比較すると、盛岡藩には農民階級内に階層差が見られなかつたのに対し、津軽藩では階層差があつたことが知られる。

このように異なることについては、青森地域の盛岡藩に於ける農民一戸当りの農業生産力が、津軽藩よりも著しく低いと指摘され、<sup>(38)</sup>また農業生産力は盛岡・八戸藩も同様最低であつた、<sup>(39)</sup>ということから、盛岡・津軽両藩の農業生産力の差が理由の一つになつてゐるものと考えられる。

最後に儉約令違反について述べてみたい。藩では藩体制維持のため、徴税の対象である農民に対し、常に質素儉約を強く求めてきたことは既述したところである。しかし、商品経済の進展が弘前城下から次第に周囲の農村へ浸透して行き、「日記」弘化三年三月二十七日の条によれば、町人の贅沢な美服を着用する風潮が農民にも移つてゐることが指摘されている。<sup>(40)</sup>この儉約令違反が藩政末期に近づくにつれて目立つようになり、具体例を上げると左のようなものがある。

「日記」文化六年八月四日の条、

一、四奉行申出候、在方衣服定格段之御締合被仰付候処、兎角含違之ものも有之趣相聞得候二付、諸組御代官申合之上、手代小使相廻し御停止品相用得候者取押申出候様申付候処、当四月八日御停止品相用得取押二相成候者共、

半手かけ袴通

紅ノ差入手拭

金山村弥兵衛子

四郎次

町田村武兵衛飯子

弁慶

牡丹付脚半

富田村勘左衛門<sub>子</sub>

松之助

唐風呂敷巻

館岡村利兵衛

孫娘

ちりめん腰帯

木作村

伝右衛門

唐風呂敷巻

右五人之者共御停止品相用得候ニ付、取押品御取上御代官ニ而急度  
呵置候様、

右によれば、着用或は使用の品物は没収され、「呵置」となったがその  
程度は不明である。

そのほか「日記」文久三年十二月二十五日の条によれば、大袋村の貢  
七が、宵宮の際に京結城の単物と半晒黄色紋（紅の誤か）葉赤糸入の胴  
着を着用し、黒緇（被りものか？）を被っていたのを目明の者に没収さ  
れ、三十日の押込となった。

「日記」元治元年五月三十日の条には、上十川村伝之助の悴亀八の嫁ゆ  
きが、実家の母が病気のため薬を求めて弘前城下へ出て来た時に、着用  
禁止の衣服を身につけていたのが発覚し没収となったことが知られる。

この事から農作業に従事していない時には、仕事着ではなく、さまざま  
な生地による衣服を着用していたことが推測されるのである。

二・三の例をあげたにすぎないが、幕末期に於ける津輕藩の農村社会  
の様子を垣間見ることができよう。またこの時期には藩体制の弛緩が進  
み、藩士が封建軍団として社会の秩序を維持できない状態にまでなっ  
ていたことと連動して、町人の衣服規制がくずれ、農民の衣服規制もまた  
くずれ、身分秩序が崩壊に瀕していることを知ることができるのである。

### 三 食の規制

一般的には、米作地帯の農民でも純粹の米（玄米）の飯を食べること  
は、まじなかつたといつてよい。武士ですら大多数は、米七・麦三の割  
合であつたという。田畑半々ぐらいの所では粟・麦などの雑穀が主食で、  
米を中心にした飯は正月とかその他の祝い日に限られていた。調味料の  
中心は味噌で、もちろん自家製であつた。醤油があまり用いられなかつ  
たのは、製法が難しかったからである。副食の中心は味噌汁と漬物で、  
その他各種の野菜である。物日や祝儀・不祝儀の時の御馳走は豆腐と魚  
であつた。<sup>(4)</sup>

津輕藩の農民に対する食事の制限令は、「日記」貞享四年八月六日の条  
に、三カ条ではあるがこれまでに出示されたものよりも詳細な規定が見ら  
れる。要約すると左ようになる。

(1)米だけの飯は正月一日〜三日・三月三日・五月五日・七月七日・九  
月九日だけに限られ、これらの日以外は米三分の二に雑穀三分の一を混  
ぜて食べること。即ち、米二に対し雑穀が一の割合である。(2)日常、自  
分の家で酒を醸造してはならない。(3)日常、魚や鳥を食べることを禁止  
する。年頭・節句・祝儀の時は軽い肴（通常の料理）を準備し、重い肴  
（豪華な料理）とする時は庄屋の指示に従うこと。

(1)に見られるように、津輕藩の農民は一年に七日は米の飯を食べるこ  
とができたのであるから、全国的に見ても穀倉地帯の恵まれた条件下に  
あつたといえよう。

右の貞享四年よりは古い、あまり年代差がない天和二年九日付の「唐



竹村 村々位<sup>(43)</sup>」の中に、次のような村の生活について記した留書が見える。

1、御百性<sup>(姓)</sup>朝夕食物人数拾人ニ米式升粟五合、此ませ者阿さみみか大根か麦か、右物ハ一升程入食ニ仕給候、

2、右之者共粥ニ仕候時ハ、米一升西(粟)五合ニませたもの阿さみかふきか大こんか麦か一升程入給候、

(中略)

5、正月年越<sup>(鱧)</sup>元朝迄食ニ仕給候、手前少能者たら式本塩引<sup>(家柄)</sup>壱本田作

老升も、酒之儀ハ手前ニ而屋からニより京舛ニて壱斗ニ三升作申候、不叶者よき酒一升も買申候、又ハ買不申候者御座候、

6、せつくの儀、当分暮シも仕もの、食ヲ給候人数十人御座候者ハ、

米式升ニ粟一升か麦か一升入申候、酒之儀ハ一升か二升か買申候、肴之儀ハ羽にしんか塩いwashか田作か買申候、手前不叶者ハ、めしに仕候へハ人数十人も御座候へハ、米式升ニ麦か阿さみか大こんか一升程入給候、羽にしんいハし酒之儀ハ買不申候、

7、参会之事、公事沙汰出入相談寄合仕候時ハ一汁一さいニ而、酒之儀ハ当分暮シ仕候者ハ買申候、手前不叶者其座へ寄合申もの共、手

前少宛出シ合せ買申候、

8、此所ニ而ふるまい仕候時ハ、親類近付呼申候而仕候ニハ食ニ仕一汁ニさい、大根漬か壱つ阿へ物壱つか、肴ハ塩いwashか羽にしんか田作りか数のこか一品、酒之儀ハ当分暮シ仕者ハ、手前ニ而三升程作り申候、手前不叶者ふるまひ不仕候、

(中略)

12、嫁取候切、(中略) 取寄せ申候晚ニふるまひニハ一汁二さいニ而、

大こん干いwash入テ、さいニハ大こんなますか一品、ミかき鱒大こ

んまめ入テ一品、其時も客之者酒之儀ハ手前少能者京舛ニ而二三斗も作り申候、人数ハ中立夫婦親類近付五六人も呼申候、二日之朝も

右之人数一汁二さいニ而何にても取合ニ仕候、ふるまいニ参候者共祝儀ニ三分五五分迄包持参申候、

(中略)

14、右之出家之馳走ハ一汁二さいニ而、青物とうふ何にても見舞之年

寄共ニも右之さいニ而ふるまひ申候、手伝人ニハ一汁一さいひ取合ニ仕候、(後略) (傍註筆者)

○第一条―農民十人あたりの日常の朝夕の食事が、米二升に粟五合と薊・大根・麦のうち一種類を一升ほど加えているので、米二に対し雑穀等が米の半分以上の一、五の割合である。

○第二条―右の農民が粥にした場合、米一升到粟五合と薊・路・大根・麦のうち、いずれかを一升加えている。これは米二に対し雑穀等が三である。

○第五条―大晦日から元日の朝迄の食事は、人数は不明だが「手前少能者」(本百姓程度か)は鱒二匹・塩引一匹・田作一升を用意し、酒は一斗二・三升も醸造した。「不叶者」(水呑百姓程度か)は一升の酒を買えるか買えないかであった。但し主食は米だけの飯であったかは明らかでない。

○第六条―節句には「当分暮シも仕もの」(本百姓程度か)十人の食事が、米二升到粟か麦を一升混ぜている。米二に対し雑穀が一で、第一条

に見える日常の食事よりも米の割合が多い。酒は一〇二升を、肴は羽鮓か塩鯛か田作を購入した。「手前不叶者」は十人で米二升に麦・薊・大根のうち一種類を一升ほど混ぜ、肴と酒は買わなかった。

○第七条―訴訟裁判等で寄合があつた時は一汁一菜で、「当分暮し仕候者」は酒を買い、「手前不叶者」は寄合の参加者が金を出し合つて酒を買つた。

○第八条―振舞の時は、親類や親しく交際している者には一汁二菜で、二菜の内容は大根漬と和物であつた。そのほかに肴は塩鯛・羽鮓・田作・数の子のうち一品がつけられた。「当分暮し仕者」は自家製の酒を三升程出し、「手前不叶者」は出さなかつた。

○第十二条―婚礼の日、嫁を迎える晩は仲人夫婦・親類・そのほかに親しく交際している者五・六人ほどが招かれ、馳走といつても一汁二菜である。二菜の内容は大根膾一品と身欠鱈・大根・豆入りの一品である。酒は「手前少能者」は二・三斗も醸造して準備する。翌朝も昨夜の人数による一汁二菜の食事である。

○第十四条―「右之出家」は第十三条(省略)によれば、葬送に於ける僧侶のことである。僧侶への馳走は一汁二菜で、参列した年寄達にも同様の馳走であるが、手伝人は一汁一菜であつた。

右述のことから、日常の食事で米に雑穀等を混ぜる割合は米二に対し一・五であるが、節句では二対一であつた。したがつて貞享四年の食事制限令に見える米に雑穀を混ぜる割合よりも、唐竹村の方が雑穀等を多く混合している。それは、天和二年より少し後ではあるが、元禄三年の村位が下であつたこと<sup>(45)</sup>から推定すると、この村は豊かでない実態を或る

程度示しているものといえよう。しかし、食事は衣のように形として眼に見えるものではないため、どの程度守られていたのか多少疑問は残る。「日記」享保九年十月十五日の条に見える儉約令第六・七・八条は左の通りである。

6. 一、貧福二不寄朝夕之食事一汁一菜、尤作物下魚之外無用之事、(下略)

7. 一、振舞ハ一汁二菜有合を可用、尤嫁取簞取之外ハ振廻無用之事、(下略)

8. 一、上酒を不可用にこり酒を可用事、(箇条番号は筆者)

右によれば、日常の食事は貧富に関係なく一汁一菜で、下魚(安価な魚のことか)を食べ、振舞の時には一汁二菜とし、酒はにぎり酒(自家製の濁酒か)を飲むよう規制されている。唐竹村では天和二年の振舞の時に一汁二菜であつたから、享保九年とは年代差はあるが、振舞の時の食事は同程度であつたことが知られよう。

平時でこのように制限が加えられたのであるから、凶作・飢饉の年にはさらに厳重な統制が加えられたことはいうまでもない。

享保九年以後では、「日記」寛政二年二月十一日の条に見える儉約令の第十七条に、

一、在方不断出会者勿論、重キ祝儀仏事たり共一汁二菜之外差出不申様、酒肴等茂右ニ準し随分手輕致候様、(下略)

とある。これは日常・祝儀・仏事の際の接待はすべて一汁二菜とし、酒や肴の出し方もそれに準じて質素にするよう規制されたものである。

右と同様な儉約の規定が、「日記」享和三年八月七日の条、文化四年十二月十五日の条、文化八年九月一日の条、文政十年十二月二十八日の条、

天保十二年十二月二十九日の条、弘化三年三月二十七日の条、嘉永六年十二月十七日の条に見え、寛政期から幕末の嘉永期迄一貫して一汁二菜となつている。

嘉永期の規定と実態を比較してみると左のようになる。

「日記」嘉永六年十二月十七日の条、

一、郡奉行町奉行九浦町奉行江相渡候別紙左之通、

覚

(中略)

一、吉凶之出会等二至迄、大造之規式構敷儀共有之旨相聞得候、却而平常出会者勿論、婚姻其外仏事等二至迄、壹汁貳菜二不可過之、随分儉約を加へ、奢構敷儀決而無之様一統申合、(下略)

これに対し、『弘藩明治一統誌月令雜報摘要抄』<sup>(46)</sup>の「農家の風習并雜報」の項に、嘉永期の中家以上(本百姓以上か)の食事が次のように具体的に記されている。

皿鉢<sup>サハハ</sup> ホツキ肴、干鱈、干鮎<sup>(白魚カ)</sup>、丸長の内、

同上 鱈の刺身、大角豆牛蒡、或焼金頭魚、干鰯<sup>スズキ</sup>或小串魚鱈鱈、

井 胡蘿蔔<sup>(人参)</sup>、芋、牛蒡、豆腐田作魚或ハ銷烏賊、

井 数の子、豆腐、青菜、辛子和物、

押 塩鱈或鱈或鮭魚、

吸物 鮎或ハ鱈の雲綿鱈<sup>クモシロ</sup>、或ハ鮭或ハ鮎、味噌スマシ仕立、醬油な

し、白餅五つつつ或赤飯一盆つつ一人つつ据ゆ、酒ハ手造の

濁酒、

平 胡蘿蔔、豆腐、魚、牛蒡、日和貝

汁 大根餅、

皿 大根鱈、塩鮭一切、

香の物 白飯或ハ赤飯、

これは特種な献立であり、日常の食事ではない。前者によれば、日常のほかに婚姻・仏事等の時でさえ一汁二菜と規定されている。それに対し、後者の献立からは、規定との大きなずれを認めざるを得ない。この献立は、幕末の富裕な農民の食生活の一面を示すもので、一汁二菜の規定は守られていなかったものと考ええる。

寛政二年以降幕末まで一汁二菜の儉約令が踏襲されるのは、津輕藩が財政窮乏に直面している藩体制を立て直し、それを維持していくための政策の一つとして、納税の義務を負う農民に質素な生活を求めたからであった。しかし、食生活の実態と比較すれば、一汁二菜の食事を守らせることは容易ではなく、身分秩序を維持するためには食の規制は効果的でなかったといえよう。

#### 四 住の規制

全国的には、江戸時代初期の家は藁又は萱麦藁等で屋根を葺き、柱は栗の丸太の掘立て、床は竹の簀子か、靱を地面に積みあげたものに藁を敷き、壁は土壁ではなく、藁で囲っただけのまことに粗末なものであった。

中期以降の家は、柱は掘立てではなく、石の土台を置いてその上に柱を立てており、床も簀子から板床に代っている。

総体に、初期から中期にかけての農民住居の特徴は、大きい住宅を持つ者は村役人クラスの農民だけで、一般の農民の住宅はごく小さく粗末なものだった、といわれる。

幕末期には、四つ間取りといわれる形が一般化してきた。そのほかに、床の間を設けること、座敷に仏壇・神棚を設けるようになったこと、勝手が広くなりそこに囲炉裏を移すこと、流しが床上から土間に移ること、風呂場もしだいに土間の一隅に移ること等の変化がみられる。また一般的に住宅規模が大きくなっている。<sup>(47)</sup>

津軽藩では屋根を葺く材料として、「日記」正徳三年七月二十七日の条に左のように見える。

一、先達而在々家作之儀、萱屋根与申付候処、板屋之願申立候、兎角此以後者致材木用意致家作者江萱屋ニ可被申付候、其段不存候ハハ差懸り可申立候、今年之儀者板屋最早致用意故申付候、来年より必至与不能成候、只今迎新規建候分者、萱屋ニ申付候旨郡奉行金子伴右衛門江申遣之、

右によれば、板屋とは葎(葎屋根)のことであり、これまで農民の家屋に葎屋根も認められてきたことが推定される。今年は葎を準備してしまつたのでやむを得ず許可するが、来年からは必ず萱屋根にするよう申渡されている。

湊村の豪農平山家では『平山日記』享和元年に「当三月内井戸新規出来並前葎枇新規普請之事」<sup>(48)</sup>(傍註筆者)と記され、屋根の一部分かもしれないが、葎葺であったことが知られる。したがって、上層農民は葎屋根が認められていたと推定したい。

これに対し「日記」天保三年四月十二日の条に次のようにある。

一、今日郡奉行呼上之上、<sup>(非番の用人)</sup>野呂典司相渡候書取左之通、

在方葎屋御停止之処、先年油川村出火之節、類焼之者共之内葎屋ニ家作之者有之、(中略)殊ニ同所之儀者、茅不自由之場所ニ相聞得候之間、此度者格段之以御沙汰御用捨被仰付候之間、(中略)出来次第其旨申出候様被仰付候、御触出茂不相用不届ニ付戸被仰付候、

一、在方葎屋御停止之処、先年油川村出火之節、類焼之者共之内、葎屋ニ家作有之旨、必竟村役とも取建候まで申出茂無之、不行届之至不届ニ付戸被仰付候、以上、(傍註筆者)

右に見える先年の出火による類焼とは、天保元年六月油川村で六十軒余全焼したことを指すものと思われる。<sup>(49)</sup>復興のための緊急事態と萱があまり採れない地域であることを考慮して、特別に葎で葺くことが許可されたものである。屋根を葺き終った後、村ではすぐ藩へ連絡することを怠つたので、村役人をはじめとして戸(日数不明)の刑が科された。

右のことと、「日記」嘉永六年十二月十七日の条に「一、在方葎屋停止之処、近年多分有之ニ付、縮向申出候様」と見えることから、一般農民は幕末まで葎屋根は認められておらず、萱屋根が原則であったのである。藩政時代を通じて、消防力が弱体のため大火になることが多く、二桁く三桁の類焼件数は枚挙に遑がない。<sup>(50)</sup>推測ではあるが、類焼直後の再建に際しては萱が不足となり、藁・杉皮・板・葎等何でも利用され、一般農民のすべての家屋が萱葺になるまでにはかなりの時間を要し、不統一の場合がかなり見られたのではないかと思うのである。

建築材については「御用格」(寛政本)第十二 被仰出之部 元禄十

六年三月の条に左のようにある。

一、在々之者とも家材木取出之儀、栗桂檜茂払底その上雜木勝にては朽安百姓共及迷惑候段申立候処、雜木難用分ハ明山之内檜杣取之儀勝手次第第二杣役銀致上納家材木取出候様に被仰付候間、願之者有之候者此方江申達可有之候、右之段百姓共江も可被申渡事、

これは栗・桂・檜等の雜木を使用することを原則としていたのが、農民に伐採を認めた山林内では、檜の採取も許されていることが知られる。この頃から檜も利用されるようになったのであろう。

家屋内部には、「日記」享保九年十月十五日の条に見える儉約令第十五条によれば、畳は許されず薄縁・菅・藁・藁を使用するよう規制された。これらが板敷か土間の上に敷かれたのであろう。「日記」寛政二年二月十一日の条では、上層農民は付床や畳縁・切縁の使用は許されず、部屋には国表や七嶋蔭を、台所には菅を敷くよう規制された。座敷のない農民は菅を敷くよう規制を受けている。

屋敷の周囲については、「御用格」(寛政本)第十二 被仰出之部 宝永元年十月に左のような記録がある。

一、在々屋敷囲先年四壁にいけかきを付可申被仰渡処、近年伐取候者共も有之或は植不申者も有之候、在家之儀ハ随分諸木しけり候様  
二 植付申答之儀ニ候処、一切植物も見得不申屋敷多有之候、植付可申旨被仰付候間、村々家別詮議之上随分四壁いけかき仕候様急度可被申付事、

右によつて、屋敷地を囲んで生垣(木の種類は不明)を植えるよう指示されていることが知られる。屋敷地の面積は貞享四年の五所川原村を

例にとれば、一七五坪が基準で、住居の大きさは主屋が約二十坪と推定されている。<sup>51)</sup>

家屋の新築については「日記」安永三年八月二十五日の条に次のように見える。

一、郡奉行江相渡候書付左之通、

(中略)

一、田畑屋敷致所持、右屋敷江新竈立之儀、願申出之上差許之、

(中略)

一、田畑所持致し屋敷無之もの、右田畑江新屋敷成又者空地新屋敷成之儀難申付候得とも、事品ニ寄可及沙汰候間、始末巨細申出之上可寄時宜事、(下略)

右によれば、独立して新たに住居を建てるか屋敷を設けるには、藩の許可が必要であった。

天明八年(寛政元年)までに記録したという「奥民図彙」に農民の家屋が見える。<sup>52)</sup> 図三の屋根は萱葺であり、棟の端に鎌が立ててある。結仲間<sup>53)</sup>によつて屋根の葺き替えが終ると屋根棟梁が、グシ(棟のこと)の両端に風を切るといつて鎌を立て、上の方に向つて拝み、安全を祈るのである。これをオミキアゲという。そのグシに土を盛つて雨を防ぎ、土止め<sup>53)</sup>に屋根草を植えることが多い。

この図は一般農民の家屋と推定される。法令上からは一般農民の屋根は萱屋根にするよう規制されていたのだから、規制通りの実態を示しているものといえよう。またこの図では、家屋の内部は見えないが、粗末な屋根から推測すると、内部も前述の内部についての規制と同様粗末な

ものであったと推定したい。



〔「奥民図彙」所収〕

以上、住についての規制は「百姓共は死なぬ様に、生きぬ様にと合点致し」という幕府の農民観に見られたと同様に儉約を求めたものであった。またそれは、農民の身分秩序維持をはかるためでもあったが、農民階層内では村役人層は葎葎の屋根が認められ、一般農民は萱屋根が原則であった。しかし、大火後の復興には材料不足となり、葎・藁・杉皮等も使用され、原則は守りきれず、階層内の秩序は徹底し得なかつた場合もあつたと思うのである。

### 五 農作業について

稲作を中心とする一年間の農作業については、全国的にほぼ共通しているが、ここでは津軽藩が凶作にどのように対処していったのか、農事暦を通して考察する。

たびたびの凶作に対し青森県域の南部藩領（八戸・盛岡藩領を含む）では、稗・粟・大豆等の作付転換によつてある程度の生活の安定を得ていた。これに対して津軽藩の場合は、農業生産力が高く、南部藩領よりは凶作の発生率も低く、水稻中心の農業をくずそうとはしなかつたのである。<sup>(54)</sup>

「日記」宝暦三年十二月七日の条に次のように記されている。

一、桑田忠左衛門申立候者、  
（月番の郡奉行）

- 一、種浸初 二月廿五日
- 一、田打初 三月十日
- 一、種蒔初 三月廿三日
- 一、く連か起初<sup>(55)</sup> 四月二日
- 一、田植初 五月二日
- 一、田草取初 五月廿六日
- 一、出穂初 七月十日
- 一、稲蒔初 九月四日
- 一、稲村納初 九月廿日

右者当酉年耕作初前書之通御座候旨主水江、書付江戸江差登之、  
（月番家老津軽主水）  
（傍註筆者）

△別表一▽

年	田植開始日	出穂日	稲刈開始日	備考
宝暦三年	五月二日	七月十日	九月四日	・「日記」宝暦三年十二月七日の条 ・豊作(平山日記)
宝暦四年	四月二十一日	六月一日	八月八日	・「日記」宝暦四年十二月七日の条
宝暦五年	四月二十八日	七月十二日	九月十六日	・「日記」宝暦五年十二月十日の条 ・凶作(平山日記)
宝暦十一年	五月六日	七月三日	八月二十五日	・「日記」宝暦十一年十二月二十二日の条 ・平年作(平山日記)
明和元年	四月二十九日	六月(二十六日)	八月十七日	・「日記」明和元年閏十二月二十一日の条 ・豊作(平山日記)
明和二年	四月十八日	七月六日	八月十三日	・「日記」明和二年十二月二十日の条 ・豊作(平山日記)
明和三年	五月一日	七月十四日	九月一日	・「日記」明和三年十二月二十一日の条 ・平年作(平山日記)
明和九年	五月一日	七月六日	九月十日	・「日記」明和九年十二月十四日の条
安永二年	四月十日	六月十四日	八月十七日	・「日記」安永二年十二月十一日の条
文化元年	五月一日	(記載なし)	七月二十一日	・「日記」文化二年八月八日の条 ・田植開始から稲刈開始迄八十日
文化二年	五月四日	(同右)	八月二日	・「日記」文化二年八月八日の条 ・八十七日

年	田植開始日	出穂日	稲刈開始日	備考
文政四年	五月一日	(同右)	七月二十三日	・「日記」文政五年七月十日の条 ・八十二日
文政五年	四月十六日	(同右)	七月六日	・「日記」文政五年七月十日の条 ・七十九日
文政十一年	四月二十日	(同右)	七月十三日	・「日記」文政十二年七月二十八日の条 ・七十九日
文政十二年	五月二日	(同右)	七月二十四日 (八月十六日?)	・「日記」文政十二年十二月二十八日の条によれば稲刈開始が八月十六日とある。 ・平年作(米穀直段留扣帳(弘前市立図書館蔵))
天保四年	四月二十二日	(同右)	八月七日	・「日記」天保五年七月二十日の条 ・百四日 ・大凶作(米穀直段留扣帳)
天保五年	四月二十八日	(同右)	七月十五日	・「日記」天保五年七月二十日の条 ・七十六日 ・大豊作(米穀直段留扣帳)
天保六年	五月十日	(同右)	閏七月十一日	・「日記」天保六年閏七月十五日の条 ・九十一日 ・半作(米穀直段留扣帳)

(宝暦元年以降の「日記」より作成)

右によれば、郡奉行桑田忠左衛門が農作業の結果を家老津軽主水へ報告し、さらにそれは江戸の藩主へ報告されたのである（この年藩主が参府中のため、江戸への報告であった）。

これによつて一年間の農事暦が知られるが、宝暦以降幕末までの田植えを始めた日、出穂が見られた日、稲刈が開始された日を年代を追つて整理したのが、農事暦の年表△別表一▽である。

この年表によれば、安永二年まで稲刈の開始が最も早いのは八月八日であり、最も遅いのが九月十六日である。したがつて、稲刈開始の日が宝暦三年から安永二年までは、八月上旬から九月中旬まで、約一カ月強の期間の幅があつたことになる。宝暦五年九月十六日の稲刈は凶作のためであり、明和九年九月十日は豊凶の記録がないが遅い稲刈の期日から凶作と推定され、東風（やまぜ）による冷害で成熟が遅く稲刈も遅くせざるを得なかつたのであろう。

「日記」文化二年八月八日の条に左のようにある。

一、郡奉行申出候、御初米去子年五月朔日ニ植付、七月廿一日鎌入仕、植付日五鎌入迄八十日目ニ而差上申候、当年者五月四日植付、八月二日鎌入仕、今日差上申候、植付五鎌入迄八十七日目ニ而差上申候、去当年引合候得者七日遅ク御座候、去当年節二引合候得者一日早く御座候之旨達之、（傍註筆者）

右によれば、安永二年までのような種浸初・田打初・種蒔初・塊攪初・田草取初・出穂初・稲村納初の期日の記載がなく、田植初と稲刈初の期日とその間の日数が記されている。このように文化以降は、安永二年までの記載の仕方と大きく異なっている。

文化元年以降の年表によれば、稲刈は七月上旬から八月上旬までに始まつており、宝暦三年～安永二年までの稲刈開始日より一カ月程も早く、田植えから約八十日間成熟している。但し、天保四年は百四日、同六年は九十一日で稲刈が開始されているのは、例年より冷涼で稔りが遅く大凶作と半作であつたことによると思われる。

この年表では、安永二年～文化元年迄約三十年間の空白があるが（「日記」に記載がないため）、その間に天明の大凶作による大飢饉があつた。この経験を踏まえ冷害対策として藩では強い指導を行なつたので、農民は晩稲中心の栽培から早稲中心に切り換えたのであろう。そのため稲刈が一カ月も早くなつたと考える<sup>56</sup>。それは、安永五年に成立した「耕作晰」が、収穫量の多い晩稲よりも冷害対策の一つとして、早稲の栽培を奨励していることの影響も大きかつたのではないかと思われる。

## 六 日常生活

農民の生活は、年間の農作物の生産過程に折り目をつくり、その時には平常の生産生活を休んで信仰的な伝統行事が営まれてきた。それは、さまざまな年中行事として具体的に知ることができる。主なものは既述してあるので、ここでは幕末までに比較的多く出された法的規制を通して、日常に於ける生活の様子をさぐつてみることにしたい。

### （一）火災

災害は水害、風・雪害、地震・噴火等の天災によるものと、火災のような主として人の不注意による人災とに分けられる。特に集落内で火災



が発生すると、消防力が弱いため風がある時にはすぐ付近に延焼し大火となる場合が多かった。火災に対しては、延宝九年の「農民法度」第六十三條に火の用心と消火についての規定、第六十四條に放火犯に対する敵罰の規定が見えている。二十軒以上焼失した大火は幕末まで多数見えるが、一月〜四月、即ち冬から春にかけて圧倒的に多く発生している（弘前・青森を除いて）<sup>(58)</sup>。

「日記」享保二十年八月十三日の條に次のように記されている。

一、項日於在々所々火事有之候、尤何茂自火之由申出候得共兎角疑數相聞江候、在々ニ徒者致徘徊候儀有之候哉難計候、（中略）火之用心之儀随分念を入村中并近郷共に互ニ申合致吟味候様庄屋五人組江急度申付、猶又手代等相廻逐吟味候様可申付旨郡奉行江申遣之、

右によれば、最近各所で火災が発生しているので、火の用心の徹底をはかったものである。火災の頻発のうちでも特に著しかったのは、享保二十年閏三月十八日の関村二十七軒焼失、同二十七日木作・上木作村九十六軒、同二十八日舞戸村・田浦村九十七軒、四月十四日深浦町四十五〜六軒の焼失であった<sup>(59)</sup>。

右によれば、これらの火災発生の経験を踏まえて、火の用心の徹底をはかったものと考えられる。尚、この年の作柄は「大概中位已上之作合也」<sup>(60)</sup>と見えている。

享保二十年以後については八別表二Vに示したが、これらは火災の頻発（『津軽史事典』(8)災害の項には十軒未満の焼失は揭示されていない）と大火の発生に対して、火災を未然に防ごうとする法令であった<sup>(61)</sup>。但し藩政期の火災発生件数に比較し、これらの法令数が非常に少ないのは、

「日記」の記載方法にもよるのであろう。

作柄と火災発生の関係を見ると、凶作による社会不安が増大した時と火災の発生は関連するようと思われるが、同時に出火をなくそうとする藩の姿勢が、農民へ容易に徹底しがたかったことも推定される。

人家の火災のほかに野火による山林の火災がある。元禄十五年三月に次のように命じられている<sup>(62)</sup>。

野火之儀は堅く御法度に付、此節村々火打道具人別に改置可申、尤野火付け候者は勿論火打道具山へ持参仕候者を見付候は、捕候而早速注進可仕、就夫御新田牧支配所並弘前町浦々の者御家中来の者迄、火打道具山へ持参候者は曲事に可被仰付候事、

これは火災防止のため野火（新しい草がよく生えるようにと早春に野山の枯草を焼く火）をつけることは勿論、火打道具を持って山へ入ることが禁止されたものである。

野火禁止の法令が<sup>(63)</sup>、幕末まで枚挙に遑がないほど出されていることは、山林の火災が多かったことを意味するであろう。詳細な規定は「日記」安永九年二月三十日の條に左のように見える。

#### 覚

野火付候儀、古来方為制禁年々御触被仰付候得共、不得止事野火有之二付左之通、

一、元来野火之儀者、古草を焼拂候而新草を生候得者、飼料方手廻シ等宜為計二而年々焼来候由二候得共、数年火を入候而者却而草生無之由相聞江候に付、当年方草焼之儀一統停止申付候、  
一、御牧地是又草焼停止申付候、

△別表二▽

「日 記」	内 容	備 考（『津軽史事典』(6)豊凶・米価 (8)災害の項による）
元文二年三月十七日の条	火の用心の徹底	元文元年三月十八日～十九日 小泊村八十九軒焼失 〃 三月二十四日 岩崎村五十九軒焼失 元文元年は豊作
寛延三年三月三日の条	火の用心の徹底	去年の凶作のため青森物騒で投火度々
寛政八年七月七日の条	衝煙管の禁止	寛政八年三月十六日 関村二十軒焼失 寛政七・八両年は凶作
文政六年三月二十九日の条	衝煙管の禁止	文政六年二月二十六日 油川村明誓寺・代官役所・在家二十四軒焼失 〃 二月二十八日 滝沢村十八軒焼失 〃 三月二日 田浦村三十三軒焼失 ※文政五年の作柄は不明
文政十年三月二十一日の条	衝煙管の禁止	文政九年は豊作
天保四年四月七日の条	火の用心の徹底	天保四年三月十八日 鯨ヶ沢七ツ石町二十六軒焼失・柳久保村二十八軒焼失 天保三年は凶作（半作とも）
天保五年四月十六日の条	火の用心の徹底	天保五年二月十七日 鯨ヶ沢町一八五軒焼失 天保四年は大凶作
天保七年四月十二日の条	火の用心の徹底	天保六年は半作又は三分三厘作
天保十年二月八日の条	火の用心の徹底	天保十年二月一日 脇元村三十軒焼失 〃 二月五日 大鱈村五十軒焼失 天保九年は大凶作
嘉永七年四月十二日の条	火の用心の徹底	嘉永七年三月二日 広船村十一軒、小屋土蔵とも四十一軒焼失 嘉永六年は豊作
安政五年四月一日の条	火の用心の徹底	安政五年二月二十六日 石川村二十五軒焼失 〃 三月二十日 藻川村十一軒焼失 安政四年は劣作

一、炭焼之儀者、万々一失火有之候而者大切之事ニ候間、神社佛閣林際并村里往来近き館山之分者、前方ニ丁場日限申出候上近郷江申触、村役町役手代并山役人立合之上風間見合暮前ニ焼終候様、(中略)

一、野火之儀、是迄一統事輕存、失火を相疑ひ野火与計算相究、何連茂出合不申故惣而及大火ニ候、依之已来縦令一向之草山少分之野山たりとも、山下村者不及申組合村々并九浦町中ノ人夫差出早速取鎮メ候様、(中略)

一、惣而山下村近郷并新取之村々九浦町他組ニ而茂一統組合相定置、猶又兼而火を鎮候用具藁箒等之類用意致置候様、

一、萱泡之儀者、前条炭焼之通其近辺申触候而村役立合之上焼拂候様、野萱者差障之儀有之ニ付、焼拂停止ニ申付候、尤不得止事場所者申出之上差図<sup>(指)</sup>を受候様、

一、火打道具山江持参之儀、年々申触候通堅停止ニ申付候様、惣而其外野火有之候者村役方当日山野働ニ出候者を僉議之上越度ニ付可申付候、

右之条々此度改敷敷被仰付候間、惣而野火付候徒者見当候者搦捕申出候様、(中略) 此旨可被申触候、以上

二月

郡奉行中 彦通

九浦町奉行中 廻状彦通

(傍註筆者)

この規定は次のように整理されよう。

(1) 数年連続して焼くと、かえって新しい草が生えないので、今年より野火は停止する。

(2) 牧地の草焼きは停止する。

(3) 炭焼きには失火がないよう充分注意し、日が暮れる前に焼き終るよう  
にすること。

(4) 失火を例年の野火だと軽く考えたと、消火が遅れて大火となる場合がある。今は小さな野火でもすぐに消すこと。

(5) 山下村近郷、薪取の村々等では、消火の用具・藁箒類を用意しておくこと。

(6) 萱泡は村役人立合の上焼き払い、野萱は焼き払うことを停止する。何かある場合は指図を受けよ。

(7) 火打道具を山へ持参することは停止する。野火があれば山野に働きに行つた者を取り調べる。

以上、野火をつけた犯人を捕えた者には褒美をやる。一方、野火をつけた犯人を見通すか隠し置いた者は犯人と同罪にする、というものである。

この七カ条から山林の火災の防止対策が知られる。それは、集落内の大火よりも消化が困難で、繁茂している立木の焼失による損害が大きかつたからであろう。

この規定は、「日記」寛政四年二月七日の条、同七年一月十九日の条の詳細な規定にも引用され、野火に関する規定の基礎となつたものと考えられる。

(二) 城下・農村の通行と農民

弘前城下と周辺農村とは在郷道で結ばれ、人々の往還が行われていた。その際農民がまもるべき礼儀作法では、延宝九年の「農民法度」第三十

五条「一、諸士又若党江対慮外仕間敷事（下略）」と第三十六条「一、弘前惣構之内、草木并俵物等馬二付、中乗仕間敷事」という規定が古いものである。

最初に藩主の行列が農村を通過する際に、農民がとるべき態度についてである。

「日記」元禄九年六月二十六日の条によれば、左のように示達された。

一、御郡中被遊御通節、田畑働之者共前度被仰付候通手を不止働候様

二、尤御通被遊候内無調法無之様可申付旨郡奉行江申渡之、

右のことから、農作業中に藩主が通りかかった場合、農民は手を止めてはならず、毎日いっしょうけんめい働いているという姿を見せなければならなかったのである。これとほぼ同内容のものが「日記」安政六年六月十八日の条にも見えており、藩主が農村を通る時には前以てこのように示達され、常に「働く農民である」という姿勢を保つよう藩の指導があったことを知ることができる。

また「御用格」（寛政本）第十二 被仰出之部）宝永元年十月の条に、次のようにある。

一、御領分中御通之節、罷出候者共前々より頭高ク有之段被仰渡候間、兼而御通之度々申渡候通、男ハ額土江付候程謹而畏り、女之儀ハかふり物をぬき片手を突頭を下ケ、狼無之様ニ仕可奉拜候事、

右によれば、藩主が通る時、男は土下座し額を地面につくほどにして、女も同様に被物を取り片手をつき頭を下げて、敬意を表さなければならなかった。城下の町人町では、町人が門戸を閉鎖して隠れ、藩主の行列の最後尾が通過し終った時に、やっと自由になったのである。<sup>64</sup> 農民が田

圃の道端や集落内の道路で藩主の行列と出会った時には、町人町のような隠れる場所がなく、このような敬意の表し方が求められたのであろう。

次に農民が城下及び農村で藩士と出会った時にとるべき態度をみる。

これについての法令も枚挙に遑がないが、「日記」天保十一年三月五日の条によれば、城下に於ける場合と農村の場合とが区別して記されている。前述の延宝九年の「農民の法度」第三十五・三十六条よりも詳細で具体的である。これを示すと左のようになる。

一、郡奉行申出候、在方之者御家中江対不敬無之様前々被仰付茂御座候処、近来慮外不作法等閑之者御座候ニ付、以来右体飽略無之様申

含置候様御触出御座候間、（中略）其向々江敵敷御触出被仰付度旨、

申出之通申付之、

一、右別紙左之通、

覚

弘前罷通候節心得之事、

一、平日弘前往来之節、重役中者勿論凡而御家中与行逢候者、笠冠を取道を片寄候而諸士之通過るを相待罷有候様、凡而帯刀之族江者不作法之儀無之様能々可相心得事、

一、弘前之儀者諸士者勿論人通茂多く有之場所故、馬子忝人ニ而数馬之馬牽連候儀可為停止候、乍然駒駄強弱之差別茂有之候ニ付、馬数相定候儀茂難相立候間、馬方之者取廻し茂自由ニ相成、御家中江不敬無之様可相成分牽連候様可相心得事、

一、諸士与見受なから行掛り迄馬片寄せ不申故不敬之儀茂有之候間、以来十間程先方馬片寄せ相通候様、猶又老幼并盲人江行逢候節、馬

片寄せ不申既二怪我致させ候様成事茂有之候間、右様之仕振無之様片寄せ相通候様、

一、町中二用事有之、小見世先江馬繫置馬子之者居合不申故、度々往來難儀為致勿論不敬之儀有之候間、以來馬主之者共立放連不申候様、乍去食事或者不得止事用向有之居合候儀相成不申節者、絆綱三尺位と長く繫置不申、尚又堅く足繫等致候而往來之差障二相成不申候様可相心得事、

在方往來之節心得之事、

一、鐘馬持候者勿論若党召連候諸士与行逢候者、笠冠を取片寄せ罷有候之様、惣而御家中与見受候者片寄せ不敬等不致候様可相心得事、

一、途中御家中与行逢候者、行懸不申四五間先馬片寄せ候而立留扣罷有候様、行懸候而馬寄せ候故不敬有之事二候、

一、凡而帶刀之族与見受候者、無差別決而乗打不致、声を不懸内早速馬を下り片寄せ罷通候様可致事、

一、数疋之馬牽連、子供等二馬之口を取せ、馬方之者跡江立罷通候儀決而不致、銘々馬之口江付罷通候様、

一、途中橋有之処二而諸士与行逢候者、橋手前二而馬片寄せ諸士之通過候跡二而罷通候様、橋江馬行懸諸士二差扣させ候様成不敬決而不致候様、

一、口付之者有之候共、女并子供其外病人之外者乗打不致候様、尤病人二有之候者、其段相斷罷通候様可相心得事、

一、惣而馬追放罷通候儀決而不致候様、馬之口を放不申候様可相心得事、右之通堅く相守候様、其外凡而御家中江対不敬之筋無之様、急

度可被相心得候、

これらを整理すると次のようになる。

○農民が弘前城下で藩士と出会った場合――

(1) 農民が重臣は勿論、藩士と会った時は笠冠をとって道路の端に寄り、これらの人々が通り過ぎるのを待つべきである。

(2) 城下は人の往来が多いので、馬方一人で数頭の馬を牽くときは、藩士に無礼にならないよう充分注意すること。

(3) 藩士・老人・子供・盲人がこちらへ来るのが見えたならば、馬方は十間ほど手前で馬を道端に寄せてその人達を通すこと。

(4) 馬方が用事のため、しばらく馬を小店の前に繋いでおく時には、手綱を三尺程度に短かくし、また馬の足を繋ぐなどして馬が人の通行妨害にならないように心がけるべきである。

○農民が藩士と農村で出会った場合――

(1) 農民が鐘を持たせるか若党を連れた藩士と会った時は、笠冠を取って道端に寄り無礼がないよう心がけるべきである。

(2) 農民が藩士と出会った際には、四く五間手前で馬を道端に寄せて、藩士が通り過ぎるまで立ち止まっていること。

(3) 帯刀の人を見たならば、農民は馬に乗ったまま通過せず、すぐ降りて馬を道の脇に寄せ、帯刀の人が通れるよう道をあけること。

(4) 数頭の馬を牽いて行く時、子供に馬の口をとらせ、馬方が後をついて行くのではなく、自分で馬の手綱を持って道を通るべきである。

(5) 橋の近くで藩士と出会った時に、農民は橋の手前で馬を路傍に寄せ控え、藩士が通り過ぎてから出発するように。逆に藩士を控えさせて

はならない。

(6)馬の口を取る者がいても、農民は女・子供・病人以外は、藩士と出会った際に馬に乗ったまま通りすぎるようなことをしてはならない。病人であれば必ず事情をことわるよう心得えよ。

(7)農民は馬を追い放しながら通行せず、必ず馬の口を取るべきである。

右述のことから、町人は藩士と路上で出会った時には、跪いて挨拶しなければならなかったが、<sup>(66)</sup>農民が藩士と出会った際には跪く必要はなかったことが知られる。それは農民と町人間に於ける身分差によるものであろう。

以上述べたことから、農民が路上で藩主と出会った場合と藩士に出会った時とは、礼儀作法の丁重さに大きな差があった。そうではあるが、農民へこのような礼儀作法を求めたことは、階級社会に於ける身分秩序を維持するためであったと考えられる。

### (三) 博奕の禁止

博奕は他藩でも盛んに行われているが、津軽藩ではその禁止について、延宝九年の「農民法度」第十四条に「一、博奕諸勝負を好候者有レ之は、五人組改候而、急度可ニ申出一事、と見え、その後「安永律」(安永四年の成立)・「寛政律」(寛政九年)・「文化律」(文化七年)にも規定されている。<sup>(66)</sup>「日記」元禄三年一月二十七日の条によれば、

一、此程博奕はやり候様ニ相聞候、随分左様之儀無之様ニ支配くニ急度可申付候、此方より茂御目付廻シ可申候間、左様可被相心得旨郡奉行町奉行勘定奉行江申渡之、

とある。このようにその都度、申渡・覚・触等により幕末までに多数示されている。博奕は農民のみならず、藩士・町人等も行なっていたことはいうまでもない。

博奕の種類については、前句附(「日記」宝暦三年二月十二日の条にその禁止が見え、藩士宛のもの)、富籤(初めは規制されたが、「葛西彦六日記」<sup>(67)</sup>文化九年八月十五日の条に最初の興業が見え、藩より公認)、取退無尽(「日記」文化十一年五月十八日の条に禁止が見える)、和合講(「日記」嘉永五年閏二月四日の条に禁止が見える。頼母子講の一種か)が知られる。

一方、「日記」に記載された博奕に対する判決例(藩士・町人・農民等を含めて)は幕末まで非常に多い。農民にすれば、農作業の合間の休日等を中心に、レクリエーションの一つとして博奕を打ったものであろう。藩では博奕が盛んになることは、農民の怠惰による農業生産力の低下につながることを考慮して法的規制を示し、それへの違反に対して摘発に乗り出し、厳しく処罰したものと考えられる。

### (四) 農村と商業

全国的にいえば、城下町と農村間の商品流通は商人によって行われ、「ふり売り」「ざるふり」などと呼ばれる行商人がいた。これらの行商人は比較的狭い地域を商品を背に負い、あるいは天秤秤でになって城下町から農村へ、農村から城下町へと商品を売り歩いた。彼等の運ぶ商品は小量であり単一の商品であったが、この頃の都市と農村を結びつけるのに大きな役割を果たした。その後さらに町方の生産物を在方に売込むような流通組織が発展したが、町方で必要とする手工業原料を農村から集

める場合でも同様であった。町方の商人は在方へ出て直接商品を買集めることを禁じられていたが、しかし禁令にそむいて出買に出る町方商人はあとを絶たず、それをおし止めようとしても止めようがなかった。

農村はこのように商業を通じて城下町との関係を深めていったのである。<sup>(68)</sup>

津軽藩の城下町として作られた弘前は、交通及び商業の中心であり、津軽平野の物産特に米をはじめとする農産物の集散地であると共に、広く領内経済交流の要でもあった。

そして、商工は町方の、農業その他は在方浦々のものとして分業させ、藩は城下町を中心の一つの自給自足の経済圏を形成していったが、しだいに在方にも所々に商家が現われはじめたのである。<sup>(69)</sup>

延宝九年の「農民法度」第二十二条によれば、農民は田畑の仕事をせずに商売や日雇賃を稼ぐ仕事に出ることが原則として禁止されていた。但し、農閑期には許可されていたことが知られる。

「日記」宝暦四年二月十二日の条に次のように見える。

一、今度在々木綿并小間物見世停止に申付之、依之在々触売之儀塩味油三品者格別、其外何品によらず触売いたし候ものより、村切庄屋江役銭差出候様申付候、此旨申付候様郡奉行江申付之、

右のことから、村内で木綿・小間物の店を出すことが禁止され、塩・味噌・油（醬油か灯油かは不明）の触売はよいが、其の他の品物は役銭を提出して販売を許可されたのである。

木綿は宝暦四年に城下の本町以外で販売することが禁止された。<sup>(70)</sup> 木綿を本町だけに販売を許可することは、延享元年の大火によって、町人町の中で最も殷賑を極めていた本町が衰微したので、再び本町を繁栄させ

る藩の対策の一つであった。木綿の販売は、「日記」によれば幕末まで再三にわたって禁止の法令が出されているが、容易に守られなかったようである。例えば、「日記」享和元年五月六日の条に、青森大町の市兵衛が弟の仁三郎を使って木綿類を農村へ売ったのが発覚し、仁三郎が今別で取り押さえられ、市兵衛は過料銭百匁を申渡されたことが記されている。

「日記」寛政元年十月十七日の条には左のようにある。

一、今日於御用所郡奉行江被成御渡候口達書左之通、

#### 覚

近年在方之者著二長し分限不相応之躰相聞候、別而婦人之衣類御家中曆々之族茂同様相聞候、且又在々商家多有之候而者、第一農事故障二相成、風俗茂不宜候二付、前以被仰付茂有之処、当時絹木綿商売之者所二寄古来三増倍多相成、無用之注文下し物等茂有之由、右之通之風俗故、在方二男三男等者百姓二相成候儀を難儀与存、多分者商売二相成候故、(中略)必竟在方衰微之基与相成候、唯支配方愛憐之情二泥ミ候而者往々咎人多出可申、老人を厳刑二行候而茂万人之為二相成候儀本位与存候、右之趣各与得被致勤弁組々代官江以来之儀厳重二取扱候様、急度可被申渡候、右之趣各江可申渡旨被仰付之、  
(傍註筆者)

これは、農民の贅沢が目立ち、村内に商家も増え、農民の二・三男の中で商人になる者が多い。そのため、農業が衰微しないように厳しく取りはかるべきである、という郡奉行への口達である。

藩では本百姓維持のため、享保十一年に農民の二・三男が分家することを禁止しているが、「日記」享保十一年の三月一日の条、寛政十年に

至って緩和している（「日記」寛政十年八月十一日の条）。すでに在方商人が存在するにしても、寛政元年の段階で、二・三男が禁止されているにもかかわらず、農業を捨てて商人に転じているのは、貨幣経済・商業資本の農村侵入により、農村の階層分化が進んだことが原因の一つであろう。

さらに「日記」文化八年八月一日の条によって、次のようなことが知られる。

一、勘定奉行申出候、在方商戸減方被仰付候二付、郡奉行江左之通被仰付候様、

在方商戸之儀寛政年中軒数定被仰付候処、寛政十年以来増商戸願出ニ寄相済罷有候処、此節在方商戸多其上隠家業之者多分有之候而も御代官ニ而吟味方緩せ故、農家之ものとも我儘ニ商家ニ移住々農業差障ニ相成候趣相聞得候之間、在方商戸減方之儀組々御代官一統申合与得見聞之上商戸無之不便利無止事場所者格別、其年大郷小郷とも商戸減方之義精々吟味いたし、調書来月中不殘取揃差出候様、  
一、以来在方隠商売無之様御締合之儀御代官一統沙汰之上申出候様、  
右之通被仰付度義申出之通申遣之、

右によれば、村内で営業する店の数は寛政年間に定められたが、次第に増加して今では隠家業の者も現れている状態である。農民の中から商人になった者があり農業の妨げになっているので、村内の店数を減らすための調書を提出せよというものである。

寛政期に村内で一定数の店を開くことを許可したのは、津輕藩の寛政改革に於ける藩士土着政策によって、農村に移住した藩士が生活の不便

さから早く解消されるようにという、藩の配慮によるものであったと思われる。寛政十年に土着政策が失敗し、藩士が城下にもどることになったにもかかわらず、一定数の店を認めたことがもとになり、在方商人の増加と成長は、貨幣経済の農村侵入を一層促進させていったものと考えられる。

このような傾向は、幕末に至りどのようなようになったか、「日記」安政四年八月十一日の条によって見ることにする。

一、在方商戸増之儀者農事差障ニ相成候二付、容易ニ沙汰難申上部ニ御座候得共、段々郡奉行申出之趣茂難黙止、猶永々其儘被差置候而者難決者勿論追々又々隠家業之者可出可申、左候而者却而御締崩ニ可相成旁以無余儀相聞得候間、別帳書取江点羽ニ仕分申上候通、此度限格段之御沙汰を以御聞届被仰付候様、左候者此未急度心得違之者無之様、万一隠家業之者於有之者、当人者勿論村役五軒組合迄御糺明可被仰付候間、兼而村役共ニ而能々吟味いたし候様御代官ニ而蔽敷申付置候様、猶此上家業増之儀者決而不被仰付候二付以後御扱向不申出候様、尤前書御締方之儀下々ニ而等閑ニ相心得候而者、追々は迄之姿ニ成行可申、左候而者此度家業増被仰付候甲斐茂無之、猶一躰之御締合ニ相拘候間、右等之処差含急度御締崩ニ不相成候様蔽敷申付置候様、郡奉行江御書取ニ而茂御渡之上御演説ニ而被仰付度奉存候、人別之儀者私共方郡奉行江可申通旨附紙之通申付之、

これは、村の店が増加すると農業の妨げとなるが、それを禁止するだけでは隠家業の者が出てくる。今回に限り店の増加を認めてくれるようお願いする。それにもかかわらず、その後万一隠家業の者が発覚したな



らば、村役人・五人組の者まで処罰されてもかまわないというもので、それが許可になったのである。

右のことから、農村への貨幣経済の浸透は、禁止だけでは根本的解決策にならず、時勢の流れに逆らわずに、対応していかざるを得なかったことが知られる。それはとりもなおさず、自給自足経済の崩壊へのコースであり、封建社会の崩壊への道をたどらざるを得なかったことになる。

「日記」元治元年八月二十一日の条には次のように記されている。

一、三奉行申出候、在方触売并迎買者御差留被仰付度儀二付、別紙申出書付御渡被成候間評議仕候処、在方触売之儀者文化之度上点羽之通品定之上買手商売被仰付罷在候処、近来猥ニ相成右御定品ニ不拘絹布木綿小間物美麗之品迄隠持込致触売候旨、尚又右様之者江取紛悪者共多分入込候旨ニ茂相聞得、御締合ニ相拘右等之処江追々諸色高直ニ相成、諸人難渋者勿論在方小者共迄自然<sup>(奢侈)</sup>之風儀押移り、御締向茂相立不申候間、以来前書絹布木綿小間物之類者不申及、是迄品定被仰付居候分共、惣而在方江触売并迎買之儀者堅御差留被仰付候様、万一被仰付ニ相反触売并迎買等いたし候者於有之者、見当次第品物取押其段申出候様向々江申付置候間、決而心得違之者無之様被仰付候様、(中略)

右之通被仰付候様、左候者九浦井寺社門前江被仰付方之外、郡奉行ニ而夫々可申通旨申出之通申付之、  
(傍註筆者)

右によれば、弘前より村々への触売が許可された品物は文化年間に定められてあるが、「日記」文化五年五月二十七日の条に、弘前の商人が村

へ触売の品物、弘前の商人が村から買い受ける品物が記載されている)、近頃は絹布・木綿・小間物等禁止の品物が触売されている。触売に紛れて悪者も村に入り込み、価格が高くなっている。また一般の農民達も贅沢になつてきているので、今後は触売・迎買(出買と同じか)を禁止する。それでも触売等を行なった場合には、品物を没収するということが申付けられたのである。

以上のことから、前述の安政四年の対策では効果がなく、元治元年に藩では以前と同様の禁止の態度でのぞまなければならなかった。この段階に至つて貨幣経済進展の勢いを止めることは如何ともしがたく、津輕藩に於ける封建社会は、農村からも崩壊の危機に瀕していることが知られるのである。

### むすび

以上、本稿で、明らかにしたことをまとめると、次のようになる。

第一に農民に対する生活規制については、延宝九年制定の、「農民の法度」は農民を耕作に専念させ、農業生産力を高めるための規制であった。それは藩政確立期の所産であり、農民統制の基礎となる基本法ともいべきものであったといえよう。衣食住を中心とする法令では、詳細なもの、多少簡略なもの等差が存在するが、それぞれの時期に応じて出され幕末に及んでおり、特定の時期に片寄つてはいない。これは、津輕藩が藩政期を通じてあくまでも農民を土地に緊縛し、可能な限り徴税して、藩体制の維持をはかろうとするためであったと考える。

第二以下は第一の各説にあたるが、第二の衣服についての規制は、

1 衣料は寛政二年以前は麻布の着用が原則で、それ以後は麻布と木綿の併用が認められた。

2 衣服は日常に於いては仕事着を着ていたが、町人の風俗を模倣しないよう、農民と町人間の身分秩序の維持が要求されている。儀礼用の袴・袴、そのほかに羽織の着用は村役人クラスの農民のみに許され、農民階級内にも階層差があった。

3 すべての町人は羽織の着用が認められていたが、一般農民は常に仕事着での生活が原則であり、町人よりも農民への規制が厳しかったといえよう。

4 幕末になると藩体制の弛緩が進み、衣服の儉約令違反が目立つようになり、身分秩序が崩壊に瀕するに至った。

第三の食についての規制は、貧富に関係なく、日常の食事は一汁一菜で、振舞の時には一汁二菜であったが、寛政期以後になると日常・冠婚葬祭の時でも一貫して一汁二菜となっている。それは納税の義務を負う農民に対し、質素な生活を求めたからであった。しかし、食生活の実態と比較すれば、一汁二菜の食事を守らせることは容易ではなく、身分秩序を維持するためには効果的でなかったといえよう。

第四に住の規制は、一般農民の屋根は萱屋根が原則で、家屋内も質素なものとしたのは儉約の観点からであった。同時に身分秩序維持をはかるためでもあった。また藩政期を通して火災が多く、早急な再建に迫られ、使用材料の区別等が厳格に行われ得なかった点もあり、村役人層と一般農民間の階層秩序は徹底し得なかった場合もあったと思われる。

第五の農作業特に稲作については、栽培品種は収穫量の多い晩稲が中心であった。天明の大凶作による飢饉後は、冷害対策としての藩の強い指導が行われ、早稲を主とする栽培に切り換えられたのであった。

最後に日常生活では、人家の火災に対する火の用心が容易に徹底しなかった。また野火等による山林火災は、消火の困難なことで損害の大ききから、その防止対策として野火禁止の法令が非常に多く出されている。

藩主が農村を通行する場合、特に農作業中の近くを通る際には、農民が手を止めずに働いている姿を見せる必要があった。また農民が藩主と道路で出会った時には、土下座して挨拶しなければならなかった。

城下及び農村で、農民が藩士と出会った時には、跪く必要はなかったが、藩士を優先させる礼儀作法が求められた。このような礼儀作法は身分秩序を維持するためであったのである。

商業の発達はいくまでの農村の姿を次第に変貌させていった。特に津軽藩の寛政改革に於ける藩士土着政策は、農村に移住した藩士の生活の不便さを解消させるために、農村内に一定数の店を開くことを認めたことがもとになり、政策失敗後は店数を減らそうとしてもままならず、在方商人の増加と成長によって、貨幣経済の農村侵入を一層促進させたといえよう。

藩では本百姓維持のために、農村での商業の発達を絶えず規制していたが、貨幣経済進展の勢いを止めることは如何ともしがたく、津軽藩に於ける封建社会は、幕末には農村からも崩壊の危機に直面していたことが知られるのである。

註

- (1) 「弘前大学國史研究」第八十六号
- (2) 同右 第九十一・九十二号
- (3) 津軽藩領湊村(現五所川原市)平山家の日記。編年体で元龜元年(享和三年迄)のことが記されている。平山家は代々庄屋・代官手代等を勤めたため、農業に関する記事が多く、元禄・宝曆・天明年間の凶作については詳細を極め、農業経済史の研究史料としても貴重である。みちのく双書第二十二集(青森県文化財保護協会 一九六七年)。
- (4) 編集者豊島勝蔵(西北刊行会 一九八二年)。青森県西津軽郡木造町の野呂家に伝えられた文書で、その中に文化十年・文政七年・天保十・同十二年の御用留が納められている。
- (5) 編集者豊島勝蔵(非売品 一九八七年)。西津軽郡森田村の盛家に伝わる日記で、天保四〜十五年迄記されている。
- (6) 豊島勝蔵編(森田村古文書研究会・森田村歴史散歩の会 一九八〇年)
- (7) 「弘前藩庁日記」(弘前市立図書館蔵)は、「国日記」と「江戸日記」の二種類あり、本稿では前者をさすものとし、以後の引用に際しては「日記」と表現する。
- (8) 青森県立図書館郷土双書 第四集(青森県図書館協会 一九七二年)
- (9) 弘前市史編纂委員会 一九六三年
- (10) 「御定法古格」下(弘前市立図書館蔵)に入っているものを、蝦名

庸一が「津軽信政時代における法令の整備と農民統制を中心に」(「弘前大学國史研究」第二十三号)で、条毎に番号を付し紹介している。引用に際してはこれを使用した。

蝦名は虫損部分をそのまま空白にしてあるため、「御定法編年録」(弘前市立図書館蔵)によって虫損部分を補足し、また誤りと思われる部分を訂正して使用する必要がある(拙稿「津軽藩延宝九年の農民法度について」/「東奥文化」第四十四号/参照)。

尚、「御定法編年録」には第二条と第三条の間に「一、毎年被仰出候在々酒作之事並たばこ作之事御法度之旨を守可申事」と一カ条見えており、合計六十六カ条とも考えられる。但し、第一条を「町人法度」(註(2)参照)のように一カ条として数えないとすれば、六十五カ条又は六十四カ条となろう。

(11) 合計条数は、右のことから数え方によって異なるがある。

(12) 註(8)二二六〜二二七頁。

(13) 註(2)参照。

(14) 「御用格」(寛政本)第八(弘前市立図書館蔵)、「御定法古格」下、「御定法編年録」。合計十三カ条。

(15) 拙稿「法令より見たる津軽藩の町人の生活」(上)―註(2)参照―に、同年月日の史料が示されてあるが、その下略の部分にある。尚、「日記」寛政二年二月二十九日の条には、二月十一日の条に見える儉約令とほとんど同じものが記され、点羽がついている。したがって両儉約令は深く関りのある一連のものと考えられる。

(16) 弘前市立図書館蔵。

- (17) 註(1) 参照。
- (18) 註(2) 参照。
- (19) 藤川澄子「久留米藩の衣服統制」〔大阪大学経済学〕第三十五巻第四号)。
- (20) 註(1) 参照。
- (21)・(24) 河幡実英『きもの文化史』(鹿島研究所出版会 一九六六年) 一六七頁。
- (22) 谷田関次・小池三枝『日本服飾史』(光生館 一九八九年) 二二二頁。
- (23) 児玉幸多『近世農民生活史(新稿版)』(吉川弘文館 一九六三年) 一八四頁。
- (25) 弘前市立図書館蔵。日付は記されていない。この史料は「日記」に見えない。
- (26) みちのく双書第一集(青森県文化財保護協会 一九五六年) 一三一頁。
- (27) 同 右 一八〇頁。
- (28) 『日本農書全集』1(農山漁村文化協会 一九七七年) 一三八・三三九頁。
- (29) 同 右 二二三・二三九・二四〇頁の森山泰太郎・稲見五郎両氏の解説文を利用していただいた。
- (30) 註(25) に同じ。
- (31) 註(23) 一三二頁。
- (32) 『青森市沿革史』(八)『新編青森県叢書』(七)歴史図書社 一九七三

- 年)五二一頁に、この史料とまったく同じものが延享二年六月十七日の日付(出典は「村井日記」)で見える。年月日の異なる理由については、着用の規制を徹底するために再度出されたものか検討の余地はあろう。
- (33) 「日記」寛政二年六月五日の条に次のように記されている。即ち「一、郡奉行申出候、在町衣服御改に付、庄屋以下並百姓之分一統羽織着用御停止之処、百姓高無飯子之差別無之候間、百姓亭主之分年頭并五月節句重キ祝事仏事等之節斗四季共布羽織御免之儀、惣組代官申出之、私共二而聞届候旨申出之、承届旨申遣之、大目付江茂申遣之」。これは羽織の着用について一時的に規制を緩めたにすぎず、儉約令は幕末まで一貫していると考ええる。
- (34) 青森県南津軽郡平賀町の木村家に伝えられる「木村日記」(「平賀町誌」下巻△平賀町 一九八五年)△九六六頁に見える史料を使用)天保九年五月の項に、巡見使一行を迎えるに際して、「此頃大庄屋ハ立付絹羽織、手代ハ立付麻羽織」とあり、大庄屋が裁付と絹羽織を着用しているのは、特別の場合であると考える。
- (35) 註(2) に同じ。
- (36) 『秋田県史』第二巻 近世編 上(秋田県 一九六四年) 一七八・一七九頁。
- (37) 西村綏子「江戸時代における衣服規制について」―盛岡藩の場合(2)―(岡山大学教育学部研究集録)四十七号)。
- (38) 盛田稔『近世青森県農民の生活史』(八)青森県立図書館郷土双書第四集)青森県図書館協会 一九七二年)二二―二八頁。

(39) 森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』—森嘉兵衛著作集 第七卷  
—(法政大学出版局 一九七四年) 五九九頁。ここでいう盛岡藩領  
は、岩手・青森県域を含むものと考ええる。

(40) 註(2) 参照。

(41) 同 右。

(42) 『生活史』II(体系日本史叢書16 山川出版社 一九六五年) 二〇  
三〜二〇四頁。

(43) 平賀町誌編纂委員会編『平賀町誌』下巻(青森県南津軽郡平賀  
町 一九八五年) 七九〇〜七九二頁。この史料は、唐竹村の庄屋半  
左衛門が書き留めた村勢要覧のごときものである。全文が『平賀町  
誌』下巻に記載されている。

(44) 三十八カ条よりなる。便宜上、筆者が各カ条に通し番号を付した。

(45) 『平山日記』九〇頁。註(3) 参照。

(46) 青森県立図書館郷土双書第七集(一九七五年)。著者は旧津軽藩士  
内藤官八郎(天保三年〜明治三十五年)。現存する唯一の写本を復刻  
したもので、十二カ月にわたる年中行事の主なもの記録を中心と  
して、文政度から明治維新前後に及ぶさまざまな事物の変遷、新し  
い事物の起源、世相の移り変り等について、多少の批判を交えつつ  
記述したものである。

(47) 全国的な傾向については、『生活史』II(体系日本史叢書16 山川  
出版社 一九六五年) 二〇八頁〜二二二頁までを抜粋して引用させ  
ていただいた。

(48) 註(3) 五九〇頁。

(49) 弘前大学国史研究会編『津軽史事典』(名著出版 一九八二年) 一  
九五頁(8)災害の項による。

(50) 同 右(8)災害の項(一六五〜二〇一頁)。

(51) 註(38) 二九六頁・二九九頁。草野和夫『東北民家史研究』(中央  
公論美術出版 一九九一年) 八三頁によれば、弘前近郊の農村の住  
居は三〇坪〜六〇坪が多い。これらは寛政十二年(一八〇〇)以降  
のもので五所川原村のものと年代差があり、同じ条件で比較はでき  
ない。

(52) 註(28) 一六三頁。

(53) 註(28) 二一九〜二二〇頁。森山泰太郎・稲見五郎氏の解説文を  
利用させていただいた。

(54) 註(38) 一四二〜一四三頁。

(55) 註(28) 六五頁によれば、塊攪くわいかき、即ち代掻きのこと、荒代掻き  
を指すこともあるという。

(56) 編集 佐藤文孝『田畑仕入日記手間永福帳』(非売品 一九八九年)  
には、天保元年〜六年迄の田植開始の期日が四月末日から五月下旬、  
稲刈が八月中旬から九月中旬までとなっている。栽培品種は同書に  
よれば、岩毛と白髭が見えるが、「耕作晰」(註28参照) 五一頁によ  
って、前者が晩稲の「いわか」、後者が早稲の「白ひげ」であること  
が知られる。「日記」に見える田植から稲刈迄の期日と一致しないの  
は、平山家にかかわる地域だけの耕作記録だからであろう。

尚、この史料の原本は、五所川原市歴史民俗史料館に所蔵され、  
『平山日記』(註3参照) の後を補う性格のものと考えられる。

- (57) 註(1)(2) 参照。
- (58) 註(49) 一六八頁の寛文期以降、二〇〇頁の慶応三年迄による。
- (59) 註(49) 一七九頁。
- (60) 『平山日記』二二二頁。註(3) 参照。
- (61) この事は盛岡藩法(『藩法集』9 上・下 創文社)にも散見され、秋田藩の村法(『秋田県史』第三卷 七六六頁、秋田県 一九六五年)でも見られ、他藩と共通している。
- (62) 菊池元衛編『津軽信政公事績』(非売品 一八九八年)二二九頁。
- (63) 註(61) 盛岡藩法に散見される。また『秋田藩町触集』上・中・下(未来社 一九七二〜七三)にも多数見られ、他藩と共通している。
- (64) 註(2) に同じ。
- (65) 註(2) に同じ。
- (66) 弘前市立図書館にこれらの刑法が所蔵されている。
- (67) 弘前市立図書館蔵。
- (68) 註(42) 一六二〜一六三頁。
- (69) 『弘前市史』(藩政編) 九二〜九三頁。註(9) 参照。
- (70) 註(2) 参照。

(くろたき・じゅうじろう 青森県立弘前中央高校教諭)